

学術研究のための政府統計マイクロデータの提供

～ 匿名データの提供を開始します～

国立大学法人一橋大学
独立行政法人統計センター

一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター（以下、本センターという。）は、独立行政法人統計センターと連携して、匿名化措置を施した政府統計マイクロデータ（匿名データ）を提供します。国民の共有財産である統計データを高度に利用したいと考える全国の大学等の研究者に提供することにより、わが国の社会科学分野における実証研究の進展に貢献します。

1 匿名データとは

匿名データとは、政府統計の作成を目的として各府省が収集した調査票情報を、特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように、加工したものをいいます。

2 本制度の趣旨・法的根拠

統計データの利用促進を図るため、平成 21 年 4 月から全面施行された統計法（平成 19 年法律第 53 号。）第 36 条により、統計調査を実施する行政機関等がその作成した匿名データを、学術研究及び高等教育の発展に資すると認める場合に、一般からの求めに応じて提供することができることになりました。

一橋大学は、統計法第 37 条に基づき上記提供事務の全部委託を受けた独立行政法人統計センター（<http://www.nstac.go.jp>）と連携協力協定を結びました。本センターは連携協力協定に基づき、大学等の学術研究を目的とする機関の研究者、高等教育機関で教育を行う教員などを対象に、匿名データを提供します。

3 利用の条件

3.1 利用の目的

学術研究の発展や高等教育の発展に資することを目的とする必要があります。

3.2 利用者の範囲

申出者（匿名データの提供を受けようとする者）となるためには、自ら責任を持って学術研究の発展に資すると認められる利用を行い得る者、又は高等教育の発展に資すると認められる利用を行い得る者であることが必要条件となります。本センターでは下記の方たちを対象とします。

大学や学術研究を目的とする機関に所属する研究者又は当該機関。

大学等の高等教育機関において講義・演習（以下「講義等」という。）の教育を行う教員又は当該機関。

大学の学部学生は担当教員を申出者として利用してください。

3.3 データ管理及び研究成果等の公表

匿名データの提供媒体を利用場所内の施設可能なキャビネット等の中で保管するなど、申出者には当該データの適正管理義務が課されます。

匿名データを利用して行った学術研究の成果又は教育の内容は、公表していただきます。

4 提供する調査

提供するものは、当面、下記4調査の匿名データです。

住宅統計調査（平成5年）及び住宅・土地統計調査（10年，15年）

就業構造基本調査（平成4年，9年，14年）

社会生活基本調査（平成3年，8年，13年）

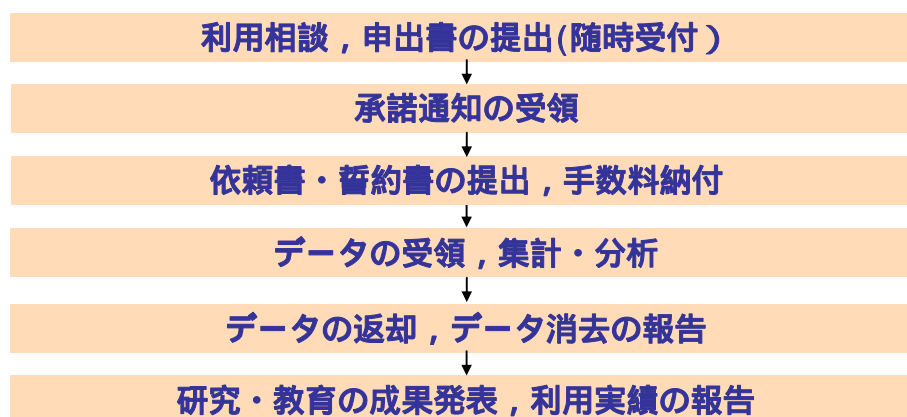
全国消費実態調査（平成元年，6年，11年，16年（22年1月から））

匿名データは、例えば個人の年齢について、年齢を5歳階級に統合したり、一定年齢を上限値としてそれを上回る高齢者の場合には上限値に置き換える等の匿名化措置がなされています。

5 利用の手順

利用の手順は下記のとおりです。

なお、匿名データの提供を受ける際には所定の手数料を統計センターにお支払いいただきます。



6 利用者の募集

利用者の募集は随時行っております。詳細は本センターのホームページ等をご覧ください。

ホームページ・問い合わせ先

ホームページのURLは下記のとおりです。また、ご質問等は、下記のメールアドレスにお願いします。

URL: <http://rciass.ier.hit-u.ac.jp/Japanese/micro/>
e-mail: micro@ier.hit-u.ac.jp